新法紹介

1 行政不服申立法実施条例
2 反外国不当域外管轄条例
3 汚職賄賂刑事案件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）
4 国務院の産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定
5 小型個人情報取扱者に関する個人情報保護簡素化措置規定（意見募集稿）

1．行政不服申立法実施条例

国務院は2026年5月8日に、『中華人民共和国行政不服申立法実施条例』を公布した。

同条例は全8章77条からなり、2026年7月1日から施行される。同条例では、行政不服申立機関が行政行為の合法性および妥当性について全面的な審査を行うことが明確にされ、行政不服申立を申請できる具体的な条件、申立人の資格および被申立人の認定、法的義務を履行しなかった場合の申立期限、政府情報の非公開など不服申立の前置が義務付けられる状況に関する細則が定められている。また、被申立人による自己是正、審理機関の行政不服申立委員会、上級審理、併合審理、調査・証拠収集、規範性文書の付随審査および不服申立決定の各制度を充実させるとともに、地方政府による不服申立作業の責任制度の構築も規定されている。

（国務院2026年5月8日公布、2026年7月1日施行）

2．反外国不当域外管轄条例

国務院は2026年4月7日に、『中華人民共和国反外国不当域外管轄条例』を公布し、同日施行とした。

本条例は全20条から構成され、基本的に国家安全法、対外関係法、反外国制裁法等の上位法を根拠として、不当な外国の域外適用に対する識別・認定、対抗措置並びに関連事項を規定している。主な内容としては、まず外国による不当な域外管轄に対処するためのメカニズムを確立し、認定・識別基準、公告手続きおよび外国による不当な域外管轄措置を執行する又は執行に協力する組織・個人への執行禁止等が規定された。

次に、外国による不当な域外管轄に関連する措置の推進または実施に関与した外国の組織・個人に対しては、同組織・個人の「悪意あるエンティティ・リスト」への指定、ビザ発給・入国・資産凍結・取引提携の制限、輸出入および投資の制限、罰金等の一つ又は複数の対抗措置を執行できるものとされた。

また、特殊な事情により外国による不当な域外管轄措置を実施せざるを得ない又は対抗・制限措置を取られた制裁対象との間で禁止・制限された活動を行わざるを得ない場合の許可申請手続きも明確化されている。

さらに、調査の実施、面談、是正の命令を所管行政部門に授権するとともに、指導・サービス、そして対抗措置の拒否や執行禁止令への違反行為に対する処置についても規定されている。

損害賠償等法的責任の追及について、外国又は中国の組織・個人が外国による不当な域外管轄措置を実行又は実行に協力し、中国国民・組織の合法的な権益を侵害した場合、中国国民、組織は当該組織、個人に対して人民法院に提訴し、侵害差し止め、損害賠償を求めることができるとされている。

（国務院2026年4月7日公布、同日施行）

3．汚職賄賂刑事案件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）

最高人民法院及び最高人民検察院により、2026年4月10日に『汚職賄賂刑事案件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）』が公布され、同年5月1日に施行される。今回の司法解釈は、両機関が2016年に公布した汚職賄賂刑事案件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈の第二弾である。

2016年の司法解釈が施行されて以降、刑法修正案（十一）と刑法修正案（十二）が相次いで施行されており、特に刑法修正案（十二）において単位収賄罪、贈賄罪等の適用条件に修正がなされている。また過去10年間における実務の動向（例えば2022年の『最高人民検察院・公安部の公安機関が管轄する刑事事件の立案・追訴基準に関する規定（二）』等）や経験も積み上げられており、今回の司法解釈ではそれらを踏まえた修正が反映されている。主な内容は以下のとおりにまとめている。

まず国の職員の汚職賄賂犯罪について、単位収賄罪、単位に対する贈賄罪、斡旋贈収賄罪、単位贈賄罪等の起訴基準（「金額が比較的に大きい」等の場合）や加重基準（「巨額に該当する」等の場合）が従来の金額基準より引き上げられている。

次に国の職員ではない者の汚職賄賂犯罪については、2016年の司法解釈で定められた国の職員の汚職賄賂犯罪の起訴基準の2倍に対応した起訴基準とされ、加重基準の5倍に対応した加重基準にした定めが撤廃され、今回の司法解釈によれば、対応する国の職員の汚職賄賂犯罪と同様な基準で行うものとされた。これにより、国

の職員でない者の汚職賄賂犯罪は国の職員の汚職賄賂犯罪と同様に厳罰化されたことが読み取れる。

上記に加えて、今回の司法解釈では、特定財物の真偽鑑定及び価格認定のルールを明確化し、将来の利益獲得を目的とした収賄金額の算定方法も細かく定めるとともに、犯罪者が不当に得た金品を積極的に返還する方向に行動するよう誘導しており、損害結果を軽減できるように、「収賄金を積極的に返還した」と認定される具体的情状・ルール（いわゆる「犯罪所得積極返還」）を定め、また、違法所得を確実に漏れなく没収できるようにするためのルール（いわゆる「犯罪所得の徹底追求」）を定めている。

（最高人民法院、最高人民検察院2026年4月10日公布、2026年5月1日施行）

4．国務院の産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定

国務院は、2026年3月31日、産業チェーン·サプライチェーンの安全に関する規定(以下「本規定」という)を公布、施行させた。

本規定は、産業チェーン・サプライチェーンの安全に関して「国が全面的に統括し、各部門が連携し、地方政府が責任を負う」という業務メカニズムの確立を明確にし、国務院関係部門が制定する重要分野リストを動的に調整する仕組み、さらに情報共有、リスク監視・警報、予防および応急管理の各制度を構築するとしている。重要分野においては、現物の備蓄と能力の備蓄を実施可能とし、必要に応じて緊急調達、備蓄の動員、生産・輸送・供給の組織化などの措置を講じることができる。また、国内における違法な情報収集活動については法的に処理するとされている。

外国の国家、地域、国際組織および外国の組織・個人が国際法及び国際関係基本原則に違反し、産業・サプライチェーンに関して、差別的な制限措置を講じて、正常な取引を中断して中国の産業・サプライチェーンの安全性に実質的な損害や脅威をもたらした場合において、国務院関係部門は「産業チェーン·サプライチェーン安全調査」を実施し、輸出入・投資・取引・関連人員の入国・在留などの制限措置を取ることができ、かつ国内の組織および個人は、これらの関連措置を執行しなければならないと規定されている。更に中国において違法にサプライチェーンに関する情報収集活動を行うことも禁止した。日本企業を含む多くの企業が世界的なサプライチェーンの透明化の要請から中国由来の製品に関するサプライチェーンの調査を行う中にあって、その活動の禁止の影響は少なからずあると考えられる。それに加えて、中国の産業チェーン·サプライチェーンについて、中国政府による統括管理の強化も予想される。

現時点では本規定がどのように実施されるかは明確ではないが、外国企業等が中国の産業チェーン・サプライチェーンについて損害を与える行為があったと認定された場合、安全調査や対抗措置が実施される可能性があることから、本規定の運用状況に引き続き注目する必要があると考えられる。

（国務院2026年3月31日公布、同日施行）

5．小型個人情報取扱者に関する個人情報保護簡素化措置規定（意見募集稿（意見募集稿）

国家インターネット情報弁公室は2026年4月3日、『小型個人情報取扱者に関する個人情報保護簡素化措置規定（意見募集稿）』に関してパブリックへの意見募集の通知を公布し、意見の提出期限を2026年5月3日までと定めた。

本意見募集稿は、「個人情報保護法」第62条の（二）に基づき作成されたものだと思われる。まず「小型個人情報処理者」の定義は、「10万人未満の個人情報を取り扱う取扱者」としている。次に、小型個人情報処理者に関する簡素化版の取扱規則（通常の個人情報取扱規則の記載内容(個人情報保護法17条)より簡素なものとされている。具体的には、少なくとも1. 小規模個人情報取扱者の名称、2. 個人の権利行使を受理する人員及びその連絡方法、3. 個人情報の取扱目的、取扱方式及び取扱個人情報の種類並びに保存期間を記載することを求めている。）、統一的な規則、プラットフォーム規則による代替などの方法を通じて告知義務を履行できることを明確にしている。また、オフラインおよびオンラインでの情報収集、合併・分立による情報移転などの場面における簡素化された告知方法の利用も規定している。

本意見募集稿はさらに、センシティブ個人情報の取り扱い、個人の権利行使の受理、サービス停止後に情報を削除できない場合の報告ルートについても定めている。また少なくとも5年ごとに1回、簡素化されたコンプライアンス監査を実施すること、および簡易チェックリストに基づく影響評価を行い、最低限の保存期間を設定することも認められている。加えて、越境データ移転の免除類型、不処罰および処罰の軽減・減軽の条件についても細かく規定している。

（国家インターネット情報弁公室2026年4月3日公布、意見募集）

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。